

山梨労働局発表
令和4年1月28日

【照会先】

山梨労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 齊藤 章司

外国人雇用対策担当官 石川 実

(電話)055-225-2858 (内線461・466)

山梨県内の「外国人雇用状況」について (令和3年10月末現在)

山梨労働局(局長:生方 勝)では外国人雇用状況の届出制度に基づき、令和3年10月末現在の山梨県内の外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数を集計しましたので公表します。

【概要】

- ① 外国人労働者を雇用している事業所数は1,618か所(前年比12.0%増)
- ② 外国人労働者数は9,208人(同10.1%増)
- ③ 外国人労働者を雇用している事業所のうち、
 - ・労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は126か所(事業所全体の7.8%)
 - ・当該事業所に就労している外国人労働者数は2,634人(外国人労働者全体の28.6%)
- ④ 国籍別の状況として、外国人労働者数が多い上位3か国
 - ・ベトナム 2,191人(全体の23.8%) [前年比13.2%増]
 - ・ブラジル 1,800人(同19.5%) [同8.0%増]
 - ・中国(※) 1,539人(同16.7%) [同5.8%増] (※香港、マカオを含む)
- ⑤ 在留資格別の状況として、外国人労働者数が多い上位3資格
 - ・身分に基づく在留資格 4,816人(全体の52.3%) [前年比11.6%増]
 - ・技能実習 1,880人(同20.4%) [同5.6%減]
 - ・専門的・技術的分野の在留資格 1,550人(同16.8%) [同22.2%増]なお、平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は151人
- ⑥ 産業別の状況は、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに、「製造業」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の29.5%、外国人労働者全体の34.4%
- ⑦ 事業所規模別の状況は、「30人未満の事業所」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の60.6%、外国人労働者全体の40.6%

山梨県内の外国人雇用状況について（令和3年10月末現在）

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届けることを義務づけるものである。

今回公表した数値は、令和3年10月末時点の山梨県内の届出状況を集計したものである。

*労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法（外国人雇用状況の届出等）第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

II 届出状況の概要

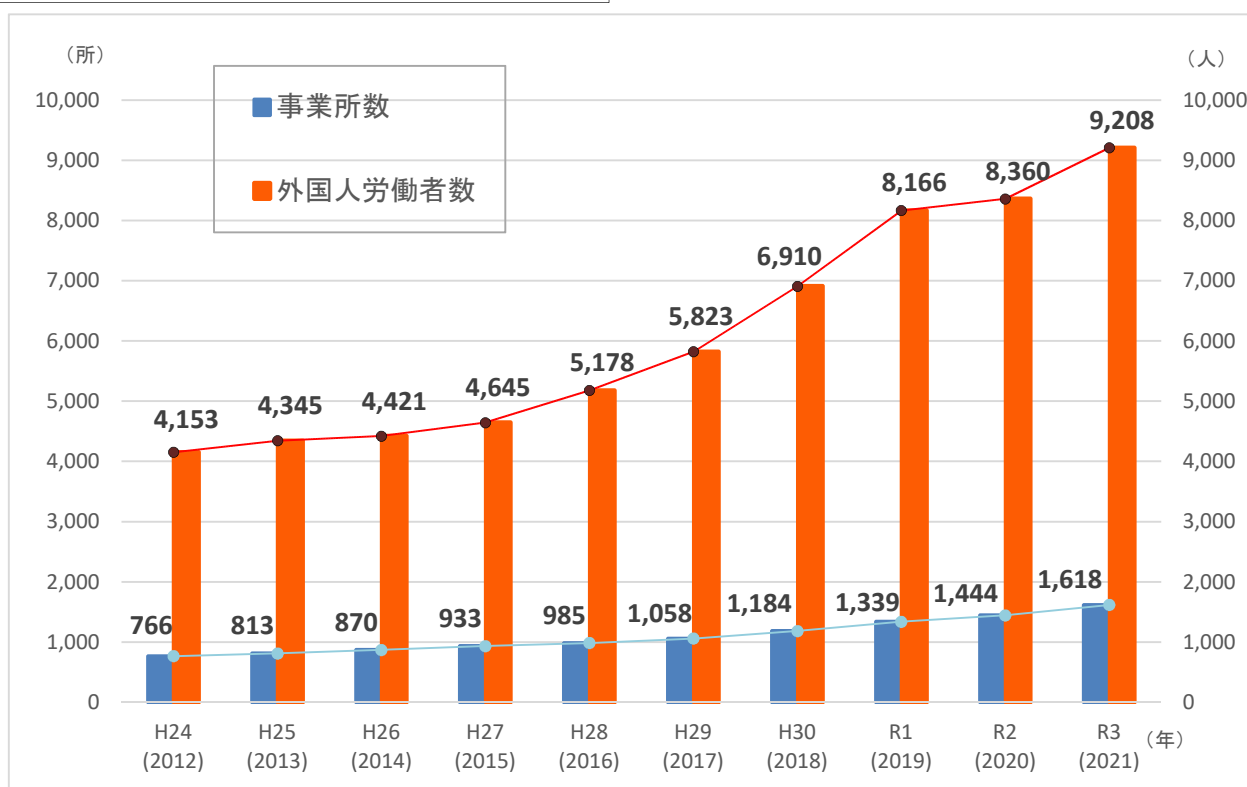
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和3年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,618か所であり、外国人労働者数は9,208人であった。【図1】

これを令和2年10月末現在と比較すると、事業所数で174か所、12.0%増加し、外国人労働者数で848人、10.1%増加した。【参考表 参考-1】

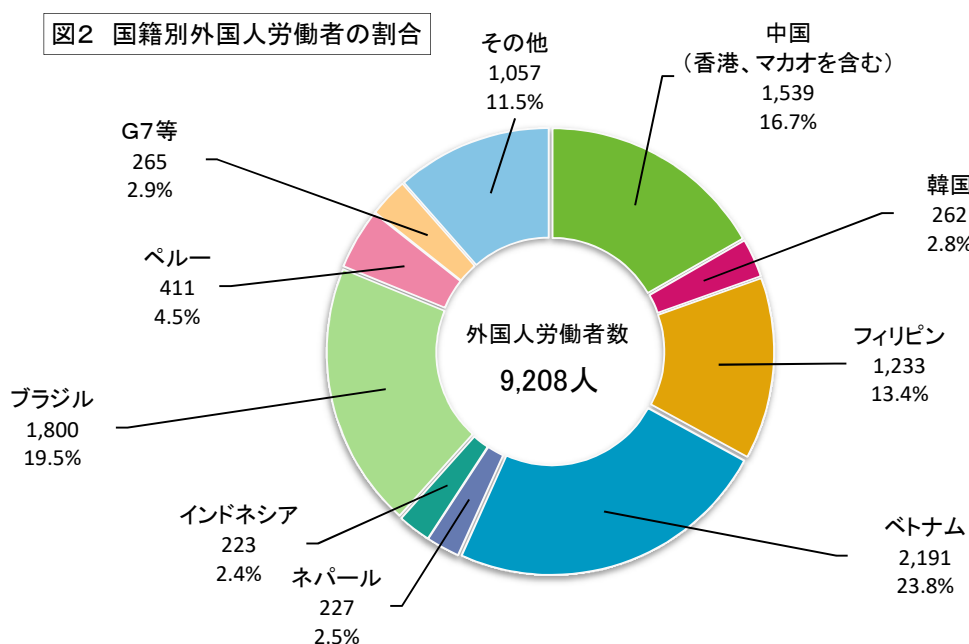
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は126か所、当該事業所で就労する外国人労働者は2,634人であり、それぞれ事業所全体の7.8%、外国人労働者全体の28.6%を占めている。【別表2】

図1 外国人労働者雇用事業所数・外国人労働者数



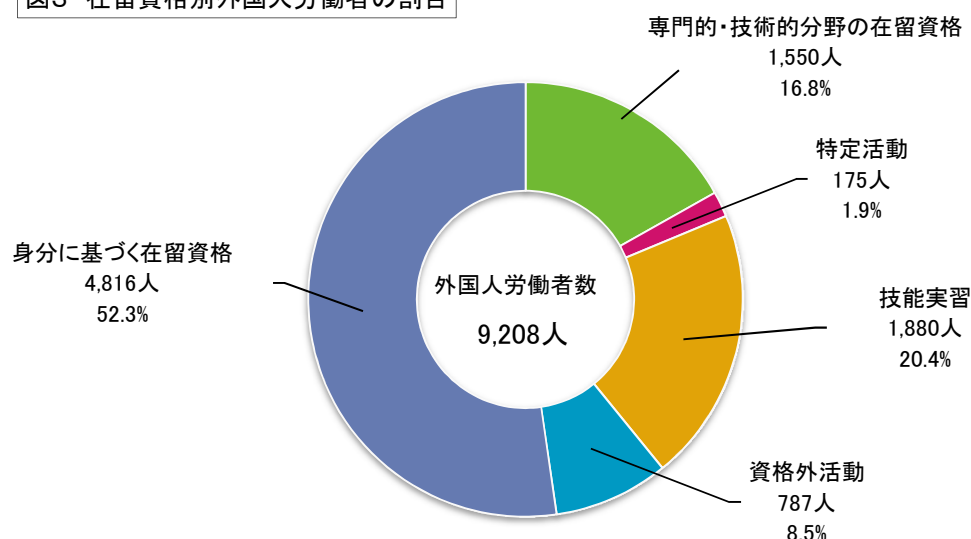
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く外国人労働者数全体の23.8%を占め、次いで、ブラジルが19.5%、中国が16.7%、フィリピンが13.4%となっている。【図2、別表1】



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く外国人労働者全体の52.3%を占め、次いで、「技能実習」が20.4%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が16.8%となっている。【図3、別表1】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは、「技能実習」が54.8%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が25.5%を占めている。

ブラジルでは、「身分に基づく在留資格」の割合が99.5%を占めており、その内訳をみると「永住者」が41.6%、「定住者」が37.6%となっている。

中国では、「身分に基づく在留資格」が40.4%、「専門的・技術的分野の在留資格」が23.4%、フィリピンでは、「身分に基づく在留資格」が80.6%、「技能実習」が13.3%を占めている。

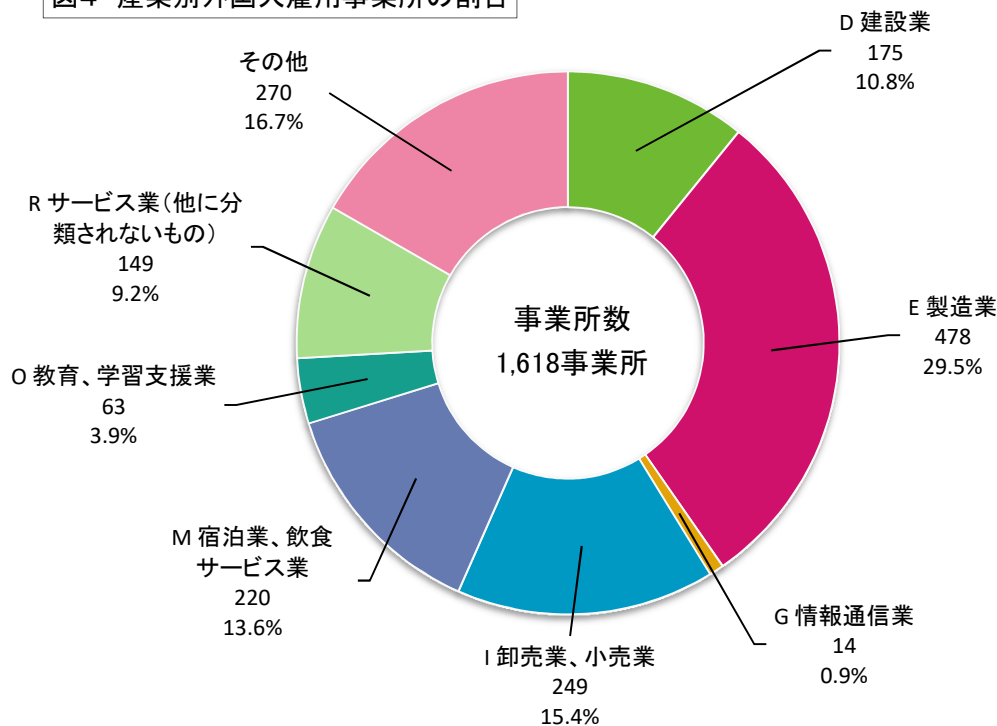
G7等³では、「身分に基づく在留資格」が47.2%、「専門的・技術的分野の在留資格」が44.5%を占めている【別表1】

³ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

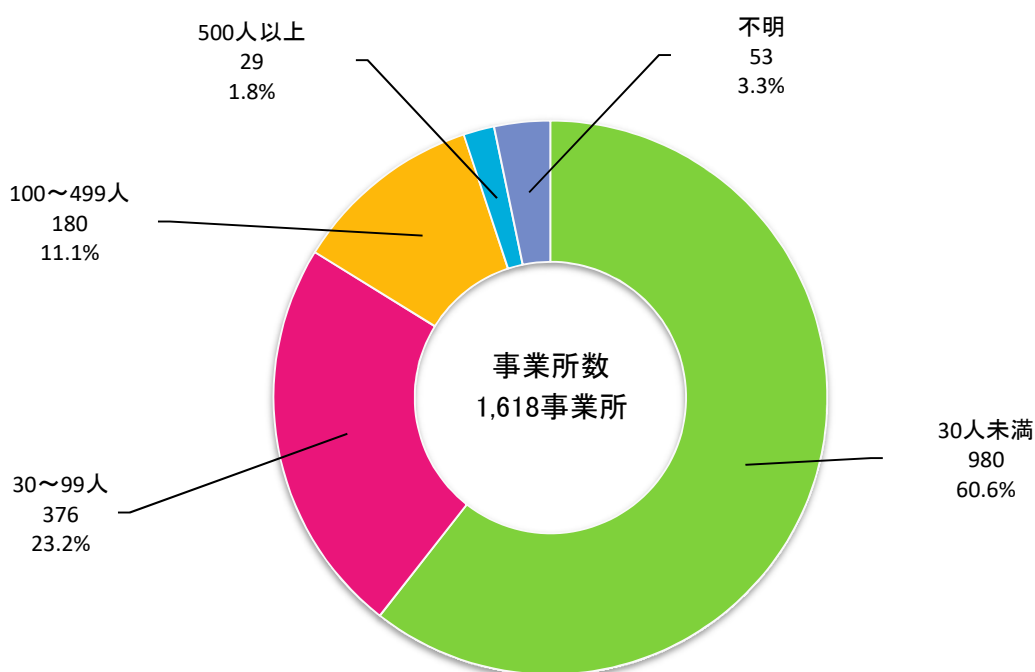
(1) 産業別にみると、「製造業」が最も多く29.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」が15.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.6%、「建設業」が10.8%となっている。【図4、別表2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の60.6%を占めている。【図5、別表5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

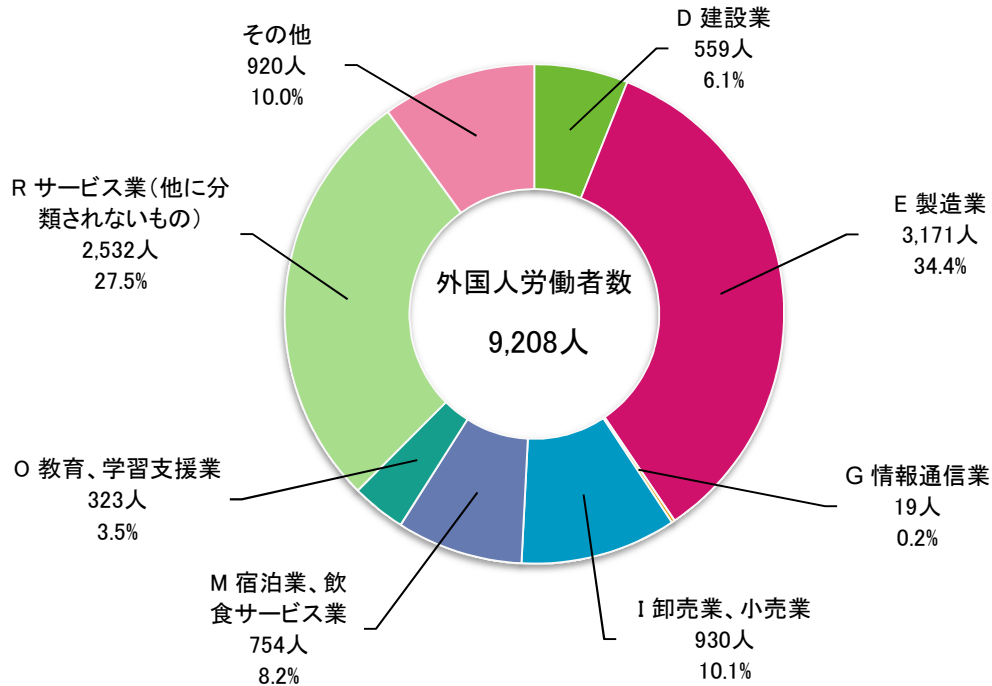


4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が最も多く34.4%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）⁴」が27.5%、「卸売業、小売業」が10.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が8.2%となっている。【図6、別表2】

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の6.8%にあたる217人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同91.0%にあたる2,303人となっている。【別表2】

図6 産業別外国人労働者数



また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」が38.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.6%となっている。「技能実習」については、「製造業」が54.0%を占め、「身分に基づく在留資格」では、「サービス業（他に分類されないもの）」が45.5%を占めている。【別表3】

さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、韓国では「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ43.9%、45.0%、39.4%となっている。ブラジル、ペルーでは「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ61.7%、50.4%、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が38.3%、G7等では、「教育、学習支援業」が54.0%と最も高い割合を占めている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ63.8%、52.8%となっている。【別表4】

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者全体の40.6%を占めている。【別表5】

⁴ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(別表1) 国籍別・在留資格別外国人労働者数(山梨労働局)

令和3年10月末現在

(単位:人)

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	9,208	1,550 (16.8%)	1,124 (12.2%)	175 (1.9%)	1,880 (20.4%)	787 (8.5%)	563 (6.1%)	4,816 (52.3%)	2,751 (29.9%)	858 (9.3%)	113 (1.2%)	1,094 (11.9%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む。)	1,539 【16.7%】	360 (23.4%)	288 (18.7%)	22 (1.4%)	184 (12.0%)	351 (22.8%)	300 (19.5%)	622 (40.4%)	443 (28.8%)	98 (6.4%)	29 (1.9%)	52 (3.4%)	0 (0.0%)
韓国	262 【2.8%】	57 (21.8%)	45 (17.2%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	32 (12.2%)	16 (6.1%)	171 (65.3%)	135 (51.5%)	26 (9.9%)	0 (0.0%)	10 (3.8%)	0 (0.0%)
フィリピン	1,233 【13.4%】	64 (5.2%)	32 (2.6%)	3 (0.2%)	164 (13.3%)	8 (0.6%)	3 (0.2%)	994 (80.6%)	659 (53.4%)	163 (13.2%)	16 (1.3%)	156 (12.7%)	0 (0.0%)
ベトナム	2,191 【23.8%】	559 (25.5%)	403 (18.4%)	110 (5.0%)	1,200 (54.8%)	197 (9.0%)	136 (6.2%)	125 (5.7%)	43 (2.0%)	28 (1.3%)	28 (1.3%)	26 (1.2%)	0 (0.0%)
ネパール	227 【2.5%】	136 (59.9%)	121 (53.3%)	1 (0.4%)	2 (0.9%)	73 (32.2%)	6 (2.6%)	15 (6.6%)	9 (4.0%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)
インドネシア	223 【2.4%】	25 (11.2%)	17 (7.6%)	13 (5.8%)	132 (59.2%)	14 (6.3%)	11 (4.9%)	39 (17.5%)	21 (9.4%)	6 (2.7%)	1 (0.4%)	11 (4.9%)	0 (0.0%)
ブラジル	1,800 【19.5%】	3 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	4 (0.2%)	4 (0.2%)	1,791 (99.5%)	749 (41.6%)	351 (19.5%)	14 (0.8%)	677 (37.6%)	0 (0.0%)
ペルー	411 【4.5%】	1 (0.2%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	410 (99.8%)	299 (72.7%)	21 (5.1%)	8 (1.9%)	82 (20.0%)	0 (0.0%)
G7等	265 【2.9%】	118 (44.5%)	43 (16.2%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	20 (7.5%)	19 (7.2%)	125 (47.2%)	65 (24.5%)	52 (19.6%)	3 (1.1%)	5 (1.9%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	136 【1.5%】	73 (53.7%)	20 (14.7%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	3 (2.2%)	3 (2.2%)	59 (43.4%)	30 (22.1%)	24 (17.6%)	1 (0.7%)	4 (2.9%)	0 (0.0%)
うちイギリス	30 【0.3%】	9 (30.0%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (70.0%)	12 (40.0%)	8 (26.7%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)
その他	1,057 【11.5%】	227 (21.5%)	173 (16.4%)	22 (2.1%)	196 (18.5%)	88 (8.3%)	68 (6.4%)	524 (49.6%)	328 (31.0%)	110 (10.4%)	14 (1.3%)	72 (6.8%)	0 (0.0%)

注1: 【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2: 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

注3: 在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注4: 在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格を含む。

注5: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

(別表2) 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(山梨労働局)

令和3年10月末現在

(単位: 所、人、%)

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]	
全産業計	1,618	126 [7.8]	100.0	9,208	2,634 [28.6]	100.0
A 農業、林業	34	0 [0.0]	2.1	106	0 [0.0]	1.2
うち 農業	31	0 [0.0]	1.9	103	0 [0.0]	1.1
B 漁業	0	0 -	0.0	0	0 -	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0 [0.0]	0.1	4	0 [0.0]	0.0
D 建設業	175	1 [0.6]	10.8	559	11 [2.0]	6.1
E 製造業	478	35 [7.3]	29.5	3,171	217 [6.8]	34.4
うち 食料品製造業	51	1 [2.0]	3.2	940	6 [0.6]	10.2
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	10	0 [0.0]	0.6	23	0 [0.0]	0.2
うち 繊維工業	21	1 [4.8]	1.3	147	10 [6.8]	1.6
うち 金属製品製造業	56	0 [0.0]	3.5	214	0 [0.0]	2.3
うち 生産用機械器具製造業	19	2 [10.5]	1.2	120	6 [5.0]	1.3
うち 電気機械器具製造業	46	4 [8.7]	2.8	436	31 [7.1]	4.7
うち 輸送用機械器具製造業	30	3 [10.0]	1.9	167	9 [5.4]	1.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1 [50.0]	0.1	6	5 [83.3]	0.1
G 情報通信業	14	0 [0.0]	0.9	19	0 [0.0]	0.2
H 運輸業、郵便業	37	1 [2.7]	2.3	132	2 [1.5]	1.4
I 卸売業、小売業	249	3 [1.2]	15.4	930	28 [3.0]	10.1
J 金融業、保険業	4	0 [0.0]	0.2	10	0 [0.0]	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	5	0 [0.0]	0.3	5	0 [0.0]	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	18	3 [16.7]	1.1	39	4 [10.3]	0.4
M 宿泊業、飲食サービス業	220	4 [1.8]	13.6	754	15 [2.0]	8.2
うち 宿泊業	79	3 [3.8]	4.9	259	14 [5.4]	2.8
うち 飲食店	138	1 [0.7]	8.5	491	1 [0.2]	5.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	36	3 [8.3]	2.2	169	33 [19.5]	1.8
O 教育、学習支援業	63	1 [1.6]	3.9	323	1 [0.3]	3.5
P 医療、福祉	101	1 [1.0]	6.2	355	8 [2.3]	3.9
うち 医療業	28	0 [0.0]	1.7	98	0 [0.0]	1.1
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	72	1 [1.4]	4.4	255	8 [3.1]	2.8
Q 複合サービス事業	3	0 [0.0]	0.2	8	0 [0.0]	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	149	72 [48.3]	9.2	2,532	2,303 [91.0]	27.5
うち 自動車整備業	14	0 [0.0]	0.9	30	0 [0.0]	0.3
うち 職業紹介・労働者派遣業	55	52 [94.5]	3.4	1,635	1,632 [99.8]	17.8
うち その他の事業サービス業	60	18 [30.0]	3.7	812	664 [81.8]	8.8
S 公務(他に分類されるものを除く)	25	1 [4.0]	1.5	83	7 [8.4]	0.9
T 分類不能の産業	3	0 [0.0]	0.2	3	0 [0.0]	0.0

注1: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2: 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3: 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(別表3) 在留資格別・産業別外国人労働者数(山梨労働局)

令和3年10月末現在

(単位:人、%)

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業 (他に分類されないもの)	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	9,208	559	6.1	3,171	34.4	19	0.2	930	10.1	754	8.2	323	3.5	355	3.9	2,532	27.5
①専門的・技術的分野の 在留資格	1,550	49	3.2	591	38.1	9	0.6	143	9.2	211	13.6	156	10.1	40	2.6	209	13.5
うち技術・人文知識・国際業務	1,124	38	3.4	466	41.5	8	0.7	111	9.9	160	14.2	65	5.8	1	0.1	193	17.2
②特定活動	175	20	11.4	60	34.3	0	0.0	8	4.6	22	12.6	2	1.1	50	28.6	10	5.7
③技能実習	1,880	350	18.6	1,015	54.0	3	0.2	175	9.3	17	0.9	0	0.0	109	5.8	66	3.5
④資格外活動	787	2	0.3	81	10.3	1	0.1	207	26.3	344	43.7	45	5.7	27	3.4	54	6.9
うち留学	563	0	0.0	17	3.0	1	0.2	167	29.7	298	52.9	42	7.5	18	3.2	8	1.4
⑤身分に基づく在留資格	4,816	138	2.9	1,424	29.6	6	0.1	397	8.2	160	3.3	120	2.5	129	2.7	2,193	45.5
うち永住者	2,751	75	2.7	902	32.8	4	0.1	277	10.1	108	3.9	75	2.7	96	3.5	1,027	37.3
うち日本人の配偶者等	858	18	2.1	252	29.4	2	0.2	57	6.6	25	2.9	42	4.9	14	1.6	410	47.8
うち永住者の配偶者等	113	6	5.3	21	18.6	0	0.0	10	8.8	2	1.8	2	1.8	0	0.0	71	62.8
うち定住者	1,094	39	3.6	249	22.8	0	0.0	53	4.8	25	2.3	1	0.1	19	1.7	685	62.6
⑥不明	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-

注1:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2:「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数(全産業計)に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

注3:在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

(別表4) 国籍別・産業別外国人労働者数 (山梨労働局)

令和3年10月末現在

(単位: 人、%)

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)	
	うち派遣・請負	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
総数	9,208	2,634	28.6	559	6.1	3,171	34.4	19	0.2	930	10.1	754	8.2	323	3.5	355	3.9	2,532	27.5
中国 (香港、マカオを含む)	1,539	215	14.0	45	2.9	488	31.7	8	0.5	262	17.0	315	20.5	64	4.2	42	2.7	212	13.8
韓国	262	25	9.5	6	2.3	87	33.2	2	0.8	39	14.9	33	12.6	16	6.1	29	11.1	27	10.3
フィリピン	1,233	415	33.7	29	2.4	486	39.4	-	0.0	128	10.4	50	4.1	11	0.9	47	3.8	399	32.4
ベトナム	2,191	272	12.4	334	15.2	985	45.0	3	0.1	238	10.9	104	4.7	12	0.5	108	4.9	272	12.4
ネパール	227	40	17.6	3	1.3	32	14.1	-	0.0	28	12.3	87	38.3	8	3.5	6	2.6	45	19.8
インドネシア	223	37	16.6	24	10.8	98	43.9	1	0.4	28	12.6	19	8.5	3	1.3	26	11.7	17	7.6
ブラジル	1,800	1,149	63.8	41	2.3	512	28.4	1	0.1	60	3.3	22	1.2	4	0.2	16	0.9	1,110	61.7
ペルー	411	217	52.8	25	6.1	116	28.2	-	0.0	26	6.3	5	1.2	2	0.5	6	1.5	207	50.4
G7等	265	11	4.2	1	0.4	18	6.8	2	0.8	7	2.6	21	7.9	143	54.0	1	0.4	8	3.0
うちアメリカ	136	7	5.1	1	0.7	6	4.4	1	0.7	4	2.9	2	1.5	71	52.2	1	0.7	6	4.4
うちイギリス	30	1	3.3	-	0.0	1	3.3	-	0.0	1	3.3	2	6.7	20	66.7	-	0.0	-	0.0
その他	1,057	253	23.9	51	4.8	349	33.0	2	0.2	114	10.8	98	9.3	60	5.7	74	7.0	235	22.2

注1: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2: 「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

注3: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

(別表5) 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数 (山梨労働局)

令和3年10月末現在

(単位: 所、人、%)

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの外国人労働者数		
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・ 請負事業所	
全事業所規模計	1,618	126 [7.8]	100.0	9,208	2,634 [28.6]	100.0	5.7	20.9	
事業所労働者数	30人未満	980	57 [5.8]	60.6	3,741	1,241 [33.2]	40.6	3.8	21.8
	30~99人	376	45 [12.0]	23.2	2,522	747 [29.6]	27.4	6.7	16.6
	100~499人	180	24 [13.3]	11.1	1,783	646 [36.2]	19.4	9.9	26.9
	500人以上	29	- [0.0]	1.8	1,048	- [0.0]	11.4	36.1	-
	不明	53	- [0.0]	3.3	114	- [0.0]	1.2	2.2	-

注1: 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2: 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3: 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全事業所規模計)に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(別表6) 特定産業分野別・外国人労働者数(在留資格「特定技能」に限る) (山梨労働局)

令和3年10月末現在

(単位:人)

特定産業分野(注)	外国人労働者数
総数	151
介護	33
ビルクリーニング	4
素形材産業	7
産業機械製造業	9
電気・電子情報関連産業	2
建設	10
造船・船用工業	0
自動車整備	0
航空	0
宿泊	0
農業	19
漁業	7
飲食料品製造業	55
外食業	5

注:特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6号)において定められた14分野をいう。

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

[参考-1] 外国人雇用事業所数・外国人労働者数(総数)

(単位: 所、人、%)

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
事業所数	1,058	7.4	1,184	11.9	1,339	13.1	1,444	7.8	1,618	12.0
派遣・請負(注2)	101	-9.8	113	11.9	122	8.0	113	-7.4	126	11.5
外国人労働者数	5,823	12.5	6,910	18.7	8,166	18.2	8,360	2.4	9,208	10.1
男性	2,645		3,154		3,764		3,979		4,407	
女性	3,178		3,756		4,402		4,381		4,801	
派遣・請負(注2)	1,675	2.9	2,255	34.6	2,465	9.3	2,251	-8.7	2,634	17.0

注1: 事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末現在。

注2: 「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考-2]外国人雇用事業所数(産業別・事業所規模別)

(単位:所、%)

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
			対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
事業所総数		1,058	7.4	1,184	11.9	1,339	13.1	1,444	7.8	1,618	12.0
産業別	建設業	79	14.5	100	26.6	132	32.0	152	15.2	175	15.1
	製造業	392	9.5	415	5.9	438	5.5	451	3.0	478	6.0
	情報通信業	3	-40.0	5	66.7	4	-20.0	9	125.0	14	55.6
	卸売業、小売業	141	11.9	158	12.1	187	18.4	209	11.8	249	19.1
	宿泊業、飲食サービス業	117	7.3	142	21.4	177	24.6	196	10.7	220	12.2
	教育、学習支援業	60	5.3	62	3.3	62	0.0	61	-1.6	63	3.3
	医療、福祉	55	3.8	62	12.7	68	9.7	86	26.5	101	17.4
	サービス業(他に分類されないもの)	90	0.0	106	17.8	124	17.0	133	7.3	149	12.0
	その他	121	2.5	134	10.7	147	9.7	147	0.0	169	15.0
規模別	30人未満	591	10.7	673	13.9	777	15.5	848	9.1	980	15.6
	30~99人	262	1.2	292	11.5	327	12.0	349	6.7	376	7.7
	100~499人	151	7.9	162	7.3	162	0.0	173	6.8	180	4.0
	500人以上	22	4.8	22	0.0	26	18.2	28	7.7	29	3.6
	不明	32	3.2	35	9.4	47	34.3	46	-2.1	53	15.2

注1:各年10月末現在。

注2:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

[参考-3]外国人労働者数(国籍別)

(単位:人、%)

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
外国人労働者総数	5,823	12.5	6,910	18.7	8,166	18.2	8,360	2.4	9,208	10.1
中国(香港、マカオを含む)	1,126	-3.6	1,226	8.9	1,446	17.9	1,455	0.6	1,539	5.8
韓国	203	26.9	229	12.8	263	14.8	256	-2.7	262	2.3
フィリピン	1,102	12.9	1,126	2.2	1,226	8.9	1,146	-6.5	1,233	7.6
ベトナム	752	56.0	1,155	53.6	1,680	45.5	1,936	15.2	2,191	13.2
ネパール	68	223.8	101	48.5	162	60.4	185	14.2	227	22.7
インドネシア	172	13.2	178	3.5	214	20.2	224	4.7	223	-0.4
ブラジル	1,293	4.8	1,520	17.6	1,653	8.7	1,666	0.8	1,800	8.0
ペルー	271	-0.4	372	37.3	393	5.6	358	-8.9	411	14.8
G7等	223	8.8	237	6.3	250	5.5	249	-0.4	265	6.4
うちアメリカ	129	6.6	137	6.2	143	4.4	134	-6.3	136	1.5
うちイギリス	30	7.1	29	-3.3	32	10.3	27	-15.6	30	11.1
その他	613	20.7	766	25.0	879	14.8	885	0.7	1,057	19.4

注1: 各年10月末現在。

注2: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[参考-4]外国人労働者数(在留資格別・産業別)

(単位:人、%)

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
			対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
外国人労働者総数		5,823	12.5	6,910	18.7	8,166	18.2	8,360	2.4	9,208	10.1
在留資格別	専門的・技術的分野の在留資格	709	17.4	860	21.3	1,035	20.3	1,268	22.5	1,550	22.2
	うち技術・人文知識・国際業務	491	25.3	634	29.1	794	25.2	972	22.4	1,124	15.6
	特定活動	64	64.1	95	48.4	123	29.5	107	-13.0	175	63.6
	技能実習	1,261	26.0	1,432	13.6	1,975	37.9	1,991	0.8	1,880	-5.6
	資格外活動	407	27.6	508	24.8	702	38.2	678	-3.4	787	16.1
	うち留学	317	23.3	394	24.3	542	37.6	507	-6.5	563	11.0
	身分に基づく在留資格	3,382	5.2	4,014	18.7	4,331	7.9	4,316	-0.3	4,816	11.6
	うち永住者	1,991	6.3	2,323	16.7	2,477	6.6	2,445	-1.3	2,751	12.5
	うち日本人の配偶者等	616	3.7	680	10.4	741	9.0	757	2.2	858	13.3
	うち定住者	734	4.1	909	23.8	1,015	11.7	1,019	0.4	1,094	7.4
不明	0	-	1	-	0	-	0	-	0	-	
産業別	建設業	216	10.2	280	29.6	413	47.5	504	22.0	559	10.9
	製造業	2,693	11.4	2,780	3.2	2,992	7.6	3,096	3.5	3,171	2.4
	情報通信業	3	-50.0	5	66.7	6	20.0	10	66.7	19	90.0
	卸売業、小売業	365	20.9	462	26.6	763	65.2	845	10.7	930	10.1
	宿泊業、飲食サービス業	328	18.4	437	33.2	658	50.6	656	-0.3	754	14.9
	教育、学習支援業	243	7.0	265	9.1	282	6.4	289	2.5	323	11.8
	医療、福祉	144	19.0	139	-3.5	205	47.5	243	18.5	355	46.1
	サービス業(他に分類されないもの)	1,365	6.9	2,003	46.7	2,284	14.0	2,143	-6.2	2,532	18.2
	その他	466	31.3	539	15.7	563	4.5	574	2.0	565	-1.6

注1:各年10月末現在。

注2:在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。

注3:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。